

子育てのための施設等利用給付 認定申請手続きのご案内

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付認定申請手続きについて、以下のとおりお知らせします。

給付を希望される方は、**3に記載の申請必要書類をご提出ください。**

なお、遡って認定を行うことはできませんので、幼稚園の入園前や預かり保育等ご利用開始前までに必ずご申請ください。

1 給付の内容及び方法

①新1号認定子ども	内容	月額上限28,000円と在籍幼稚園の月額保育料に入園料の月割（※）を加えた額のいずれか低い方。 ※入園料の全額を初年度の在籍月数で割ったものとなります。
	方法	現物給付（市が保護者に代わって園に支払い）となります。 給付月額上限28,000円を超えた部分は実費負担となります。
②新2号認定子ども・ 新3号認定子ども	内容	上記の給付に加え、月額上限12,300円（新3号認定は17,700円）を限度に次の費用。
		《在籍する幼稚園が教育時間を含め1日8時間以上かつ年間200日以上の子育て支援保育を実施している場合》 ・在籍する幼稚園で実施する預かり保育の利用日数×日額単価（上限490円）
	方法	《在籍する幼稚園が教育時間を含め1日8時間以上かつ年間200日以上の子育て支援保育を実施していない場合》 ・在籍する幼稚園で実施する預かり保育の利用日数×日額単価（上限490円） ・認可外保育施設、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等の利用費 償還払い（保護者が園に支払った費用を市が償還）となります。

2 申請方法及び提出期限

申請書提出期限	随時受付
申請書類受付場所	在籍園または市役所本館1階7番窓口（保育課） （在籍園での受付をしていない場合がありますので、各園にご確認ください。）

3 申請必要書類・申請に関する注意事項

《新1号認定を希望される方が提出するもの》

- ①【認定様式その1】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 個人番号（マイナンバー）確認書類及び貼り付け用紙

《新2号認定・新3号認定を希望される方が提出するもの》

- ①【認定様式その1】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 個人番号（マイナンバー）確認書類及び貼り付け用紙
- ③ 保育必要事由を証明する書類（5に記載の保育必要事由を証明する書類一覧をご確認ください。）
※ 兄弟姉妹が同時申請される場合または兄弟姉妹が一定期間内に保育所、こどもルーム等の入所申請をされる（された）場合、③及び④については、写しをご提出いただいても構いません。
- ④ 世帯状況を証明する書類（4に記載の世帯状況を証明する書類一覧をご確認ください。）

【注意事項】

- ・ 在籍園に提出する場合、必要書類を所定の封筒に封入（のり付け）してください。
- ・ 申請内容に虚偽が認められた場合は、認定を取り消す場合があります。

4 世帯状況を証明する書類一覧

次表に該当するものがあれば、「必要添付書類等」をご提出ください。

理由	必要添付書類等
ひとり親世帯	●戸籍謄本又は離婚届の受理証明書 （四街道市子育て支援課でひとり親登録をしている場合は添付不要）
市町村民税非課税世帯 （利用開始月が1月～8月）	●利用開始月の前年1月1日に居住していた市区町村の課税証明書 （四街道市に居住していた場合は添付不要）
市町村民税非課税世帯 （利用開始月が9月～12月）	●利用開始月の本年1月1日に居住していた市区町村の課税証明書 （四街道市に居住していた場合は添付不要）
生活保護世帯	●生活保護の受給を証明する書類

《必ず裏面をご確認ください。》

5 保育必要事由を証明する書類一覧

認定申請児童の保護者全員分について、次表に該当する「必要添付書類等」をご提出ください。

理由	内容	必要添付書類等	認定有効期間
① 就労	●保護者1人あたりの月の就労時間が64時間以上であること (居宅、フルタイム、パートタイム、夜間、自営等就労形態は不問)	●雇用期間中の就労証明書 (証明日から3か月以内のもの) ●変則勤務の場合は、上記就労証明書と事業所が発行したシフト表等(直近の分)を併せて添付 ●自営の場合は、上記就労証明書と自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)	●小学校就学の始期に達するまでの期間 (雇用期間による変動あり)
② 就労内定又は復職予定	●就労内定又は復職予定であること (①の就労条件を満たしていること)	●雇用期間前の就労証明書 (証明日から3か月以内のもの)	●雇用開始日又は復職予定日から3か月 (雇用期間中の就労証明書の提出により期間延長が可能)
③ 妊娠又は出産	●産前産後であること	●母子健康手帳の記名のある表紙と出産予定日の記載があるページ(写)	●出産予定日8週間前から出産後8週間の翌日が属する月の末日まで
④ 疾病又は障害等	●常態として、保育が出来ない状況であること	●保育ができない旨の診断書(原本)又は各種障害者手帳(写)	●添付書類内容による (更新後の障害者手帳の提出により期間延長が可能)
⑤ 介護又は看護	●常態として、親族の介護又は看護が必要であり、保育が出来ない状況であること	●常時支援(介護・看護)申立書 ●被支援者の診断書(写)	●添付書類内容による
⑥ 求職活動	●求職活動を継続的に行っていること	●求職活動状況申告書	●3か月 (雇用期間中の就労証明書の提出により期間延長が可能)
⑦ 就学	●学校教育法に基づく就学先や職業訓練校に在籍していること (①の就労条件と同程度の就学時間であること)	●在籍証明書(原本)又は学生証(写) ●時間割等就学時間が確認できる書類	●就学期限日の属する月まで
⑧ 既に保育の必要性があり育児休業を取得	●育児休業期間を取得予定又は取得中であること (原則、既に①～⑦のいずれかの事由で保育の必要性を認定されている場合に限る)	●就労証明書(育児休業期間が記載されたもの)	●最大で育児休業期間の終了日が属する月の末日まで

6 請求手続きについて

新2号又は新3号認定を受け、預かり保育等の利用料が給付対象となる方は、この認定申請手続き以外に、請求手続き(毎年7月、10月、1月、4月を予定)を行ってください。

※実際に利用料が発生していない方は、請求手続きを行う必要はありません。

※請求手続きのご案内は別途行います。請求にあたって各施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」等の添付が必要となりますので、大切に保管し請求の際に添付してください。

※給付請求にあたっては、請求申請を行った保護者と同一名義の口座を指定してください。このとき、マイナポータルに登録した公金受取口座を指定していただくことが可能ですが、認定申請の際にマイナンバーの情報を提供いただいていない場合は、こちらで公金受取口座の照会ができませんのでご注意ください。

(問合せ) 四街道市健康こども部保育課 電話043-420-7526